

議 事

○上富刑事法制管理官 皆様にはお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会の第5回会合を開会させていただきます。

まず、本意見交換会の委員に本日から最高検察庁の片岡検事に参加していただくことになりました。片岡検事から自己紹介をお願いいたします。

○片岡最高検察庁検事 最高検察庁検事の片岡でございます。この8月に秋田地方検察庁から異動になったばかりでございます。そういう意味では検察の現場の悩みというか苦労は多少ながら心得ているつもりです。また、そのような観点からも意見を述べさせていただければ幸いに思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。また、事務局のメンバーにも変更がありましたので、紹介させていただきます。本日から中村刑事法制企画官が担当として出席いたします。

○中村刑事法制企画官 8月1日付けで刑事局の刑事法制企画官となりました中村でございます。今回から、本意見交換会を担当させていただくことになりました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○上富刑事法制管理官 それでは、次に事務局から本日の資料について確認をさせていただきます。

○中村刑事法制企画官 本日の事務局からの資料は、議事次第と「被害者参加申出のあった事件の被害者等の人員（罪名別）抜粋（地裁・簡裁）」と題する横置きの一覧表でございます。

また、最高裁判所からの資料といたしまして、「刑事通常第一審事件における終局人員及び被害者参加申出がなされた事件の終局人員（刑法犯・罪名別）（地裁・簡裁）」という縦置きの一覧表がございます。こちらの資料につきましては、後ほど最高裁判所から御説明をいただきます。

それでは、「被害者参加申出のあった事件の被害者等の人員（罪名別）抜粋（地裁・簡裁）」、横置きの資料でございますけれども、この資料について簡単に御説明申し上げます。

この資料は、第1回の意見交換会でも配布いたしました司法統計年報を基に作成した資料と同様のものを、この度新たに公表されました平成24年の司法統計年報を基に、当事務局で作成したものでございます。第1回の意見交換会でもお配りいたしました、平成21年から23年までの資料も、御参考にさせていただければと思います。

本日配布しました資料について簡単に御説明申し上げます。一番左の黄色の枠の「被害者参加申出のあった終局人員」は、平成23年と比べて増加しております。罪名別の内訳では、最も多い罪名は自動車運転過失致死の186人、次いで自動車運転過失傷害の77人、傷害の70人となっております。また、平成23年と比べまして、全体的に性犯罪事件での参加が増加している傾向が見られます。

次に、青色の枠の「被害者参加の申出をした被害者等の数」と、それから、「被害者参加が許可された被害者等の数」を御覧いただきますと、平成23年では、それぞれ914人、902人でしたけれども、平成24年では、それぞれ1,022人、1,000人と増加

しておりました、被害者参加制度開始から4年間で被害者参加の許可を受けた方は、延べ人数で、3,301名となっております。

また、青色の枠のその余の欄でございますけれども、おおむね平成23年から24年にかけて、増加傾向にあると思われれます。

私からの御説明は以上でございます。

○上富刑事法制管理官 ただ今の説明に対して何か御質問はございますか。

よろしければ、次に最高裁から御提供がありました資料について、最高裁香川課長から御説明いただきます。

○香川最高裁判事局第二課長 最高裁からの配布資料につきまして御説明させていただきます。こちらの資料は、第2回の意見交換会で最高裁から平成21年から23年のものをお配りしましたが、これについて、平成24年のものを新たに作成してお持ちいたしました。元々の問題意識といたしましては、法務省の方でお作りになった表は司法統計年報を基にしておりましたが、司法統計年報上は細かい罪名の内訳まで書かれていないということがございました。そこで、最高裁の方で把握しております罪名別の細かい表が見たいという御要望がございまして、お作りした経緯がございました。その平成24年版ということになります。

以前も御説明しましたが、表の見方^{えん}に関しまして、誤解を招きやすい点があると思えますので、今回も若干敷衍して御説明させていただきます。(注)の1にあります。終局人員が被告人の人員数で、実人員と書かれてございます。例えば、主観的併合の事案で、複数の被告人を1件の刑事裁判で審理した場合でも、被告人の数が二人であれば二人ということと計上をしているというものでございます。この表ですと、左側二つの終局人員の全件数と、うち被害者参加の申出のあった事件の終局人員がそのような意味での実人員ということで、御理解いただければと思えます。

(注)の2でございまして、被害者等の数値は延べ人員ということで計上されております。この意味につきましては、仮に一人の被害者の方が被害者参加されたような場合でも、先ほど申し上げたような被告人が2名併合して審理されているような場合には、被害者等の数については2名とカウントされるという意味でございまして。その意味で、一人の被害者等について、重複して計上されることがあります。

それから、(注)の3でございまして、罪名につきましては、有罪の場合は処断罪名ということで、複数の犯罪を犯している場合には、一番重い罪名ということになります。無罪になった場合には、元々起訴された事件の中で法定刑が最も重いものを掲げるという約束でここに掲げております。

以上のように、この表が必ずしも実態を正確に表していない可能性もあるということをご十分御留意の上、表を御覧いただければと思っております。

最高裁配布資料の御説明は以上でございます。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ただ今の御説明に対して、御質問はございますでしょうか。

それでは、早速論点に関する議論に入りたいと思えます。本日は論点整理表の第1の8、2ページ目になりますが、第1の「8 被害者参加弁護士の在り方（国選被害者参加弁護

士に関するものを含む)」から御議論いただくこととなります。まず一つ目の丸の「被害者と被害者参加弁護士との関係」について御議論いただければと思います。この点については、高橋弁護士、それから武内弁護士、熊谷弁護士からそれぞれ被害者参加弁護士と被害者の関係について、御意見をいただければと思います。

それではまず、高橋弁護士からお願いいたします。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 この問題は、私たち「あすの会」としては、被害者参加制度を考える上で一番大きなポイントになる論点と考えております。そもそも被害者の遺族、特に殺人事件の遺族は、みんな敵討ちしたいと思っています。仕返しをしてやりたいと、誰でもそう思っています。しかし、だからといって、私的なリンチ、敵討ちを許してしまったら、近代国家の法制度に反するわけです。ですから、国に代わりに恨みを晴らしてほしいと、皆そう思っているわけです。

ところが、従来の刑事裁判では、たとえ被害者であっても、社会的な注目を集める事件であれば整理券をもらい、抽選に当たらなければ傍聴席にすら座れませんでした。もちろん、刑事の捜査の記録も見られなかったし、期日も教えてもらえず、驚いたことに判決書すらもらえなかったのです。刑事裁判は結局のところ被害に遭っていない幸せな人たち、検察官、裁判官、弁護士と、被害を与えた被告人たちだけで勝手にやっていました。なぜ、被害に遭った事件の最大の当事者である被害者を蚊帳の外に置くのか。この疑問から被害者参加制度は始まったわけです。「あすの会」で平成14年に、この制度を採用しているドイツとフランスに調査に行き、その調査結果に基づいて国民運動を起こし、約50万名を超える署名をもらって、首相や議員さんにも制度創設のお願いをして、この制度ができたのです。国民の大多数の支持があつてできた制度です。

被害者が一番望んでいることは、被害者に発言させてほしいということでした。直接訴えさせてほしいということです。もし検察官が被害者の思いを代弁できるのであれば、検察官にやってもらえばいいことです。わざわざ被害者が直接発言する必要はありません。でも、検察官も結局は被害に遭っていない人なのです。だからこそ被害に遭った私たちに直接発言させてほしいということで、この制度を作ってきました。

ただ、そうは言っても被害者は法律には素人です。例えば、被害者参加を希望する被害者と事前に打合せをし、「加害者にどんなことを質問したいですか。」と聞いて書いていただくと、質問ではなくて、意見になってしまうことがほとんどです。1ページぐらいにわたって長々と。ですから、全然やり方が分からないし、意見と質問の違いも分からないのです。更には自分の覚えたストーリーに従って質問をしようとするから、誤導が多々あります。誤導すれば当然、弁護士から異議が出ます。ですから、意見ではなく質問形式に直してあげる必要がありますし、誤導は絶対駄目、重複尋問も絶対制止されるから駄目、更に誘導尋問をするにしても、最初から誘導したら効果がなく、順序があるなどと色々と技術的なことをアドバイスして、導いてあげる必要があります。つまり、法律の素人に対し、自分の思いや訴えをどうやって刑事手続の土俵にルールに従って載せてあげるか、そこに被害者参加弁護士の腕の見せ所があるのです。そこで、被害者参加制度とセットで被害者参加弁護士制度が導入されたのです。

ところが残念なことに、どうしても弁護士の中にはその辺を勘違いしている人がたくさ

んおられるわけでありませぬ。全て弁護士がやらなければならないと善意で勘違いしているんです。弁護士の職務というのは従来、民事の原告代理人、民事の被告代理人、刑事の被告人の弁護人、この三つしかなかったわけです。民事事件というのは、専門的・技術的なものですから、本人がやることはほとんどあり得ない。刑事事件についても、被告人がまさか自分で自分を弁護することはできない。したがって、全て弁護士がやるということが、当然の前提で私たち弁護士は学んできたのです。そうした中で、被害者参加制度ができたものですから、従来の職務から横滑りして考えて、被害者参加制度も被害者参加弁護士が訴訟行為をするものだと考え、また、しなければならないと勘違いするわけです。また、ひどい時には、弁護士の職域を拡大するために弁護士自身がすべきだと唱える被害者支援で有名な弁護士もいます。そのため実際の裁判を見ても、勘違いして被害者参加弁護士がやっているケースがあります。

でも、それはこの制度を作った本来の趣旨を全然理解していないということになります。被害者参加弁護士が被害者の思いを100パーセント代弁できるなら検察官だってできます。検察官にできないから、被害に遭っていない人にはできないから、被害に遭った人に直接発言の機会を設けてくださいと訴えてこの制度ができたのです。被害者参加弁護士だって被害に遭っていませんので、被害者の思いを全部代弁することは無理です。私はいつも思うのですが、私たち法曹は皆、被害に遭っていない人なのです。被害に遭っていない人は、被害に遭った人の気持ちに共感はできますが、完璧に代弁することは不可能です。

私も平成12年からずっと「あすの会」に関わって、被害者と話をしないときはありませんでした。自分なりに被害者の気持ちを理解しているつもりだったんですが、裁判員裁判が始まって、こういうことがありました。ある強盗殺人の被告人に対して、裁判長が裁判員全員の意見だからということで、「被害者の冥福を祈りなさい。」と諭したそうです。これをうちの元代表幹事の岡村弁護士が新聞で読みまして、記者会見をして、異議を述べました。「冥福を祈りなさいというのはどういうことか。安らかにお眠りくださいということでしょう。自分の娘を殺した犯人に、娘の冥福を祈ってほしいと思う親がどこにいるか。」というわけなんです。言ってみれば、強姦の加害者が傍聴席にいる被害者女性に向かって、「幸せな結婚生活を送ってください。」と言うのと同じです。「お前に言われたくない。」と誰だって怒るでしょう。それと同じです。私は岡村弁護士の怒りを聞いたときに、「ああ、私も自分が裁判官になっていたら、同じことを言ってしまったな。」と思いました。やはり結局被害に遭っていない人というのは被害に遭った人の気持ちを100パーセントは分からないんです。だからこそ、被害に遭った人に直接発言させてほしいのです。一言でいいんです、直接訴えさせてほしいということで、この制度を作ってきたわけです。被害者参加弁護士の言葉に、被害者の言葉ほどの重みを持たせることは到底不可能です。これをまず第1点として、申し上げます。

次に、では被害者自身が直接発言したときに、どんな効果があるかということをお話します。これはよく誤解されます。被害者が直接発言したいと法廷で検察官を通して述べますと、裁判長の、「弁護士の先生が質問されたほうがいいのではないですか。」と言います。それでも「被害者に質問させてほしい。」と言うと、何か渋々嫌な顔をされるわけです。その嫌な顔をされる意味が私も当初はよく分からなかったのですが、最近その意味が分かり

ました。

具体的な事案について申し上げます。ある女の子が被告人により児童の頃から継続的に強制わいせつの被害に遭い、学生の頃には強姦の被害に遭ったという事件がありました。両親も育児放棄をしていました。少女は、さすがに耐え切れなくなって逃げ出し、近隣住民の人に助けを求めて、福祉関係の扱いになりました。その後、被告人が起訴されて刑事裁判となり、少女の両親と本人が被害者参加しました。ところが、被害者参加が始まって、いよいよ被害者自身の証人尋問となりましたが、これに対して福祉関係の方が、待ったを掛けたんです。証人として出廷したら、もう一生立ち直れなくなるからやめてくれと言ってきたのです。検察官と私たちで一生懸命、福祉関係の支援の人を説得して、何とか証人尋問はやりました。もちろんビデオリンク方式です。証人尋問をやったら、その後突然福祉関係の方々の対応が変わりました。女の子が元気になったんです。これには福祉関係の支援の人もびっくりしたそうです。それなら、女の子が被告人質問をしたいのであれば、その子に直接質問させてもいいですよと、そう福祉関係の支援の方が言うようになりました。被告人質問の日を迎えました。裁判長は、当初、この女の子に対する二次被害のおそれを理由に直接質問することには消極的でしたが、最終的には許してくれました。そこで本人が15分ぐらい被告人に質問しました。被告人はほとんど否認でしたが、被告人質問が終わってから、女の子に話を聞いてみました。全て否認されて、とても悔しかったけれども、すっきりしたと。そう言って、何か憑き物が落ちたかのように答えてくれました。被告人質問が終わって、すぐに受験を迎えましたが、合格しました。そして今はどういう状態かといったら、両親と一年間ぐらい離れていたのですが、今はできれば両親と一緒に生活したいと、戻りたいと、そこまで回復するようになりました。被害者参加にはこういう効果というのがやはりあるんです。被害に遭っていない人は、本人にしゃべらせるのは負担ではないかと心配をされます。確かに負担となるのは当たり前です。しかし、被告人に問いただすことができる、そういう負担と、被告人が言いたいことを言って、全部うそ八百言っているのを傍聴席で黙ってはらわたが煮えくり返る思いで黙って聞いていなければならない負担とどちらが重いか、考えてみる必要があります。被害者遺族の多くはこう答えます。「黙って聞いている方が負担が重いです。」と。そういうわけですから、被害者に直接言いたいことをぶつけてもらうことが、事件に区切りを付け、立ち直りのきっかけになるのです。

これは強盗殺人の御遺族の発言なんですけれども、被告人質問した後の感想です。遺族はなぜ殺されたのか、何があったのか、犯人は一体何をしたのか、裁判が始まる前は、無数の疑問が頭の中に次々と浮かんできたそうです。その疑問の多くは被告人が口を閉ざすため、一生明らかになることはありません。その疑問の渦の中で生きていくということは、常に頭の何割かはその回答を追い続ける状態で、遺族から前向きに生きる気力を奪うそうです。つらい疑問が頭の中でずっとループし続けるそうです。遺族としては、だから、どんなささいなことでも聞きたいのです。被告人質問しても分かりません、覚えていませんという答えしか返ってこないことは分かっています。しかし、実際に被告人質問をしたことによって、ずっと考え、悩み続けてきた疑問がほんの少しですが減り、たとえ分かりませんという回答であっても、遺族が疑問に思っていることを裁判官や裁判員の方に聞いて

もらえることで、より公正に判断してもらえたのではないかと思えるようになり、気持ちが楽になったと言っていました。

最後にもう一点です。今は効果の話です。三点目は技術的な話であります。なぜ被害者に直接質問させた方がいいかということでもあります。これも、御遺族の方が非常に明解に答えておりました。質問というものは、回答の内容によって、次に質問したいことが変わります。回答の内容によっては、その場で新たな疑問も浮かぶものです。その場でどんな疑問が浮かぶかということを検察官や被害者参加弁護士に事前に全部伝えておくことは不可能です。だからこそ、質問したいと思う本人が質問しないと意味がないのです。代わりにやってもらうのでは、心残りを作る原因になりますと言っていました。被害者自身が直接、刑事裁判のルールに則って発言ができるよう、被害者参加弁護士は事前にレクチャーや指導をすることを惜しんではいけません。被害者が直接発言できるようしっかりと指導することが被害者参加弁護士に課せられた役割です。弁護士が法廷で発言することが仕事なのではありません。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

次に熊谷弁護士、お願いいたします。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク理事 私も高橋先生と通ずるところがあるんですけども、被害者参加弁護士の在り方としては、やはり通常の刑事弁護人ですとか、民事の代理人と大分違った趣があることがあることは間違いのないと思います。まず、当然、資格のある法律家ですから、法律面での被害者の方への助言であるとか、説明、これは当然必要なですけども、それ以外に被害者の方の置かれている状況やお話ししている内容、あるいは表情等を見て、裁判に出て発言することに耐えられるかどうか、その辺の見極めが必要で、場合によってはちょっと難しいということであれば、検察官に相談をして、ビデオリンクだとか、遮蔽とか、そういう相談などをするようなこともあります。何とかできそうだとということであれば、本人に発言をするようにサポートしています。それと同時に、被害者のお話しぶりだとか、表情とかそういうことで非常に気になるようなことがあった場合には、弁護士というのは法律はある程度専門であっても、精神科や臨床心理の分野については素人ですので、疑問を感じた場合には被害者支援員の方や臨床心理士の先生方につないで、被害者の方に必要以上に負担を掛けたり、より苦しませることができないような配慮をします。こういう方面の配慮とか、心配りもかなり大切になってくると思っています。

それで、実際の被害者参加で弁護士として関わる場合には、私もまず被害者参加人本人によく話を聞いて、できる限り本人の意向が反映できるように考えます。けれども、先ほど高橋先生も言われたように、一方的な意見だとか、かなり強い調子のお話が多くて、法廷には不適切とか、あるいは質問としては成り立たないというようなお話が多いときには、時間を掛けて御説明して、場合によっては、心情の意見陳述でお話しするように指導をしたり、質問したい項目は質問として成り立つように時間を掛けて指導します。これはなかなか理解していただけない場合が多いです。ちょっと言葉は語弊がありますが、知的レベルが高いと思われる人でも被害に遭うと、なかなか理解していただけない場合があるんですが、そういう場合でも時間を掛けて、御説明するように努めています。

それから、実際に尋問する段になったら、被害者の方はどうしても法廷という公の場でちょっと気後れしてしまって、どうしても自分ではできないと思い、「代わりに先生、やってください。」とおっしゃる方も結構いらっしゃいます。そのときには、御本人の過度の負担を避けるために弁護士が質問するということがあります。私もそういうふう頼まれて質問することもあります。ただ、その場合でも当然被害者の方とよく打合せをして、質問事項も決めた上で質問しますから、直接発言しなかったからといって、自分の聞きたいことは質問してもらえたということで、一定の満足をいただける場合が多いです。

それから、次に自分で発言したいとか、発言内容について、こんなことを言って大丈夫かなとか、そういう悩みを抱えている被害者の方には、私もできるだけ御自身で発言できるように後押しをしています。その場合の弁護士の大切なこととしては、まず検察官と相談するとき、被害者参加人本人が、こういう観点から質問をしたいんだということをあらかじめ説明をして、一定の理解を得ておくことと、一般の方の質問ですから、被告人の答えようによっては、あるいは黙秘されてしまった場合には、次に、どうしていいかわからないということが出てくるので、立ち往生しそうになったら、すぐにサポートできるように常にスタンバイした状態で背後にいます。私は、そういうようなことを心掛けています。

被害者の方が発言をするということは、私も裁判所の裁判長などの訴訟指揮を見ていて、余り積極的でないんだけど、流れでやむを得ず認めているのかなとか思えることも時々ありますけれども、私が経験した中で、被害者が直接質問をした、あるいは意見陳述でかなり感情が高ぶってしまったということがあっても、それによって法廷の秩序が乱れたとか、審理にマイナスの影響があったとか、そういったことは今まで一度もありません。

むしろ、私が幾つか経験した中では、被害者の方が非常に厳しい被害感情を持たれており、普通の法律家が見れば、明らかに有罪なんですけれども、本人が否認しているという、そんなような事件だったんですけれども、被害者参加した御遺族の怒りの感情が強くて、被告人に対して、「なぜあなたはこんなことをして、のうのうと生きていられるんだ。」というような趣旨の発言をどうしてもしたいんだとおっしゃるわけですね。そうはいっても、発言の仕方によっては不適切な表現も含まれるので、もう少し穏当な言い方にしたらいいのではないとか、いろいろな指導をして、お話をしたけれども、どうしても本人は言いたいという強い希望がありました。その時、私は、「その発言をすることによって、かえって裁判官から悪い印象、裁判員から悪い印象を抱かれるかもしれない、あるいは弁護士から異議が出て、法廷が紛糾してつらい思いをするかもしれない。それでも言いたいんですか。」と本人に言ったら、「言わせてください。」と言うので、言わせたこともあります。でも、その結果、大体私が想像していたとおりの発言をしたんですが、なぜか誰一人、嫌な顔もせずきちんと聞くんですね。やはり被害に遭われた方の真摯な感情を発言すると、私が同じことを発言したのでは全然意味が違って、被害者の方の発言だと、法廷が乱れることもなく、裁判員の方も普通にうなずいて聞いておられました。被告人も黙っていました。弁護人からも異議が出ませんでした。そして、そういう発言をなさった被害者の方は、発言が終わった後の表情ですとか、話ぶりが全く違うんですね。別人のように変わります。そういうようなことが、程度の差があっても、被害者の方が直接発言すると

きには必ずあるんです。このような経験から、この制度は、刑事司法の在り方の根本原則を変えない範囲内で、被害者の方の何らかの心のけじめを付けて立ち直りに資する、そういう制度だと私は理解するようになりまして、そのためには被害者の方になるべく御発言をしていただくのがよいと考えています。そして、その発言の結果、裁判の本来の目的を損ねることのないように、周到的サポートをするのが被害者参加弁護士の仕事なんだと、そのように考えています。

それと、そのような過程でも被害者の方はいろいろ心が動いたり、日によって気持ちが沈んでしまうときだとか、いろいろありますので、その状況を見ながら、適切な被害者をサポートできる、ほかの専門家の方へきちっとおつなぎをすると、そういうような仕事も一方で大切になってくると思います。

私が日々感じていることは以上のとおりです。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

それでは、武内弁護士、お願いいたします。

○武内弁護士 被害者の方がやるか、弁護士がやるかというようなお話が続いていますけれども、私個人は被害者参加制度のあるべき姿とか、どちらがやるべきだということを余り考えて仕事をしたことはありません。私が考えているのは、個別具体的に私が御相談、御依頼を受けた被害者の方がどういうことを希望しているのか、そのニーズをきちっと把握して、それに対応したやり方をやるということを意識しています。

というのも、御相談を受けるいろいろな被害者の方の中には、そもそも被害者参加を望まないという方も少なからずおられますし、被害者参加はするけれども、自らは在廷を望まないという方もおられます。あるいは在廷をされたとしても、被害者参加に伴う訴訟上の行為に関しては、被害者参加弁護士にやってもらいたいと希望を述べる方も少なくありません。そういうケースの場合は必然的に被害者参加弁護士が被告人質問をやったり、最終意見陳述をやったりという形でやっております。

もちろん私が今まで担当させていただいた被害者参加人の方で御自分で被告人質問をされたい、あるいは最終意見陳述も御自分でされたいと希望された方もおられますので、そのようなときには、できる限りニーズに沿った形でやっている。すなわち被告人質問をやっていたり、最終意見陳述をやってもらったりというようなことも当然やっておりますので、被害者と被害者参加弁護士との関係と言えば、どちらが訴訟行為を担当するかということは、もう千差万別、ケースバイケースなのではないかなと思っていますところで。

私に関わる事件の中で、被害者参加人御本人と被害者参加弁護士との役割分担を検討する場面としては、証人に対する反対尋問はなかなか起こり得るケースが少ないというのがありますので、主には被告人質問と弁論としての意見陳述になろうかと思えます。これらは、被害者参加人の方との打合せの結果、法律的な知識ないし経験も必要とするところなので、被害者参加弁護士が担当するという振り分けになることが多いように思います。

他方、そのようなケースで被害者参加人の方のお気持ちを裁判所で伝える方法として、被害者参加制度そのものではありませんが、心情に関する意見陳述を活用して、こちらは被害者御本人にやっていただく。それこそ、そういった心情に関しては、被害者参加弁護

士が代弁できるわけではありませんので、被害者の方の生の言葉を裁判官ないし裁判員に届ける方法として利用している。そんな振り分けが多いと思っています。

以上です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ここまでの御発言、あるいはこの論点に関して御質問あるいは御意見のある方がいらっしゃればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 当事者である被害者の立場から意見、感想を述べたいと思います。結論を言いますと、被害者参加を望む被害者が自分の言葉で質問し、意見を述べるということは、被害者の回復という御指摘も当たってはおり、それにも深く関わるのですが、法廷に真実をもたらすためにこそ必要だということを私は一番強く感じているということです。高橋弁護士、それから熊谷理事が本当に被害者の立場を十分把握して、被害者と弁護士の立場がどうあらねばならないかの指摘をされたことは、本当に私はそのとおりで、的を射ていると思っています。大変心強く感じられる御指摘です。何より、被害当事者の気持ちに寄り添って、時間を掛けて丁寧にサポートし、可能な限り法廷で被害者自身が生の声で陳述し、質問し、意見するための手助けをする。そのことによってこそ、この被害者参加制度の趣旨はいかされると思っています。

一つこのような指摘もほかの被害者団体からありました。昨年7月のヒアリングの中で全国交通事故遺族の会の方の発言です。被害者参加したけれども、弁護士主導で進めてしまったために、裁判の進行状況が十分に把握できないまま終わってしまった。出来レースのように感じてしまった方がいるという事例報告がありましたが、そうであっても、この被害者参加の趣旨は生かされないと思っています。生の声で被害者自身が質問をし、意見を述べるということについて、自分のことも少し言いたいのですが、理不尽に通り魔殺人的に我が子を奪われた親にとって、その心情や状況を言い表す言葉が自分でも見付けられないのです。それは18年たった今も同じです。ですから、ほかの人が代わってということはずできないということを私は強く感じています。文章で書けばいいということではない。代読すれば済むということでも、代わって聞けばいいということでもないということを私は述べたいわけです。

もちろん被害者にも様々な事情があるわけですから、自分ではできないというケースもあるわけで、そういう場合には、それに代わる方法が採られるわけですが、まずは冒頭に言いましたように、法廷に真実をもたらすために、被害者自身の生の声で陳述し、質問するということが一番大事で、被害者参加弁護士はそれをサポートしていただきたいと強く思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかにこのテーマに関して御発言はございますでしょうか。

○奥村弁護士 弁護人の立場からですが、被害者の方と弁護士との関係というのは、やはり武内さんがおっしゃったように、ケースバイケースだろうと思います。いろいろなケースがあることは御紹介いただいたので、ある程度の理解はしました。あと高橋さんとか熊谷さんがおっしゃったように、被害者参加弁護士が弁護士として、いわゆる刑事訴訟法の原則とか、刑事訴訟法の手続関係を十分に説明をするということが必要だと、そうい

うふうにやられているということに関しては、敬意を払いたいと思いますし、そのとおりで、日弁連の被害者支援委員会も研修を盛んにやっておられるでしょうけれども、弁護士会、我々が行ったアンケートでは、被害者参加弁護士が付いていても、被害者参加弁護士と被害者との間の意思疎通が十分できていないとか、被害者参加弁護士であるにもかかわらず、刑事訴訟法の原則を十分に踏まえない、極端に言うと、弁護士側で一方的な行動を執られるケースがあるというふうに感じています。

それから、被害者御本人の方がいろいろな発言をしたケースで、例えば証拠能力のない証拠の引用とか、それから被告人との法廷における軋轢^{あつれき}とか、そういうものが生じた例も幾つもあると聞いておりますので、何といたっても被害者参加弁護士が付いて、その被害者の方と十分な調整をするということに関しては、やる必要が極めてあるだろうと考えています。

あと、今、意見というか感想ですけれども、この問題を提起された意味です。「こういう事例がありますよ。」、「こういうふうに考えています。」、「こういうふうにやっています。」というのは分かりましたけれども、特に法律上は、被害者参加人と被害者参加弁護士との間のことを規律したものは全然ない。それで、この問題を出された意味として、例えば裁判所にもっと被害者参加人本人の発言を認めるような運用を望みたいということなのか、どうなのかということ。

それから、現在の法律は、法制審議会の議論でも、例えば証人尋問、あるいは被告人質問において、被害者側が質問をするという趣旨は、基本的には被害者の恨みつらみを晴らすような場ではなくて、真実の究明のために被害者側がやるべき尋問があればやると。しかもそれは検察官を通して申し出て、事件の全体を知っている検察官が自ら質問をする場合を除いて行うんだという法制度になっているということで、運用をもっと改めてほしいというような御意見なのか、それとも、被告人質問、あるいは証人尋問の現在の法構造について、もっと御意見があるのか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 もちろん弁護士と被害者との関係は別に法律で規定はないですから、法制度上の問題ではないです。ここで問題提起させていただきたいのは、やはり裁判長が何かやはり消極的な方が多いなというのが僕の印象なんですね。ほかの被害者参加弁護士、仲間の弁護士に聞いても、被害者自身にそもそも質問をさせてくれなかった。弁護士がやってくださいと言って、頑として聞かなかったという裁判長もおられるわけなんです。実際にその被害者が、どんな質問をするか、質問をさせてみないと分からないのに、もう最初から被害者はこうだというようにステレオタイプ的に決め付けて、被害者自身が全く質問することができなかった、制止されてしまったというのもあるわけで、これはやはり運用としてきちんと被害者参加人と被害者参加弁護士の関係を理解していただいて、もう少し前向きに捉えていただきたいというのが私の提案の理由であります。

○奥村弁護士 今のはどちらかという、裁判所に対して運用の改善を求めるという意味でしょうか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 そうです。

○奥村弁護士 あえてそういう運用に関しては、その裁判体の、あるいは検察官と裁判体の御判断の問題だとは思いますが、弁護人の立場からいくと、いろいろな弊害の問題がい

ろいろあるということを考えると、例えば先ほどのケースなんかでは、やはり心情の意見陳述、あるいは最終意見陳述をより適切に利用されて、混乱しやすい尋問系はできるだけ検察官に任せる、あるいは被害者参加弁護士が行っていくという方が、いわゆる刑事訴訟というのは、やはり冷静な状態で進行していくべきだろうと考えておりますので、どちらかと言えば、より望ましいのではないかと考えています。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 今、奥村弁護士がおっしゃったもう一つの件で、真実発見という観点から、被害者が参加するという話なんですけど、これは前田委員もおっしゃったように、実は意外と真実発見に資するところが結構たくさん私はあると思っているんですね。ある事件の被害者が、被害者参加をした際、被告人に対して、こう質問をされたんですね。あなたは先ほど平手で私を殴ったと言ったが、本当は拳で殴ったでしょうと問い詰めたわけです。そうしたら、さすがにその被告人は自分が殴った本人に追及されたものだから、多少良心が残っていたんでしょう、すみませんでした、拳で殴りました、そういうふうに自白されたんです。さらに、弁護人の先生が被告人質問をしました。今、被害者からこういう質問があったけれども、どう思うかと聞いたわけです。そうしたら、その被告人は以前少年院に入っていたことがあって、そこで手紙を書いたことがあったけれども、今、こうして初めて被害者の生の声を聞いてみて、全然違うということがよく分かったというふうに反省の言葉を述べられました。私は非常にいい効果が出たと思いました。ですから、そういう真実の発見という観点からも、被害者参加制度は有用です。

先ほど前田委員がおっしゃった、弁護士による被害者への説明が十分になされていないのではないかとこの点ですが、それは我々もよく感じます。私に相談があった事例の一件ですが、相談があったのはもう判決が終わって結審して確定した後でしたが、話を聞いていて、全然被告人の話のつじつまが合わないことに気づきました。私からお尋ねしました。

「あなたは自分で直接被告人に質問しなかったの。」と聞いたら、そうしたら、その相談者が、「えっ、質問できるんですか。」と聞き返してきました。私は更に、「あなたには弁護士が付いてなかったの。」と聞いたら、「付いていました。」と言うわけです。私が「弁護士から説明を受けなかったの。」と聞いたら、「受けませんでした。」と言うわけです。つまり、弁護士が全部一人で勝手にやっちゃって、被害者ができるということ自体も知らないんです。こういった相談が複数寄せられてきました。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかにこの項目について御発言ございますか。

○香川最高裁判事局第二課長 裁判所の運用についての要望ということでございましたので、一言だけ申し上げさせていただきます。

個別にこうだったのでこうしてほしかったというようなお話があったかもしれませんが、こちら辺については個別の事件に関する裁判官の訴訟指揮に関することですので、コメントは差し控えさせていただきたいと思っております。

ただ、裁判所での一般的な考え方として、被害者御本人が質問された方がいいのか、あるいは被害者参加弁護士がする方がいいのかということにつきましては、裁判所としてはどちらがどうというふうな、何か特定の考えを持っているわけではないと申し上げたいと

思っております。

他方で、被害者御本人が御発言されたいというような場合には、やはり先ほどからもお話が出ておりましたけれども、法廷では刑事訴訟法のルールにのっとっていただく必要があるということがございますので、その場合には被害者参加弁護士の方でいろいろと活動をしていただけると、より充実した審理につながるのではないかなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

具体的な事件に言及される場合は制度の趣旨を踏まえた一般的な運用の在り方をどう考えていくかという趣旨でのもの、ということで御了解いただいた上で、今後とも進めさせていただきたいと思っております。

それでは、ほかにこの点について御意見ございますでしょうか。

よろしければ、それでは次に同じ項目の二つ目の丸、「国選被害者参加弁護士を複数人選定する場合を認めるべきか」という点について御議論させていただきたいと思っております。この点については、高橋弁護士から御意見をいただいておりますので、御説明いただければと思っております。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 これはもう、先ほどからお話ししていますように、被害者の方に、刑事訴訟法のルールを守っていただかないといけないわけですから、そのルールを教えるということで、大変な時間を事前に費やします。最低でも20時間、最近では50時間ぐらい費やします。公判が始まる1か月前からは、もう土日は全部潰れます。なぜ土日全部潰れるかといったら、被害者参加する御遺族は一人でなく、二人、三人という場合が多く、その人たち全員が時間が取れるのはもう土日しかないんですね。ですから、土日は全て、毎日4時間から5時間ぐらい潰れます。あと意見陳述でも何か簡単そうに見えるんですが、意外と意見陳述もこれは異議が出ることがあります。事実関係について詳しく意見を述べてしまうと、心情に関する意見ではないということで異議が出ます。暴力団員ではないのに、暴力団員だと言ってしまったらまずいから、「私には暴力団員としか思えません。」とか、そういう言い方に工夫をしなければいけません。意外と意見陳述だけでも被害者の方にルールに従って行ってもらうことは大変です。被害者論告になると、これはもっと大変です。証拠に基づかないといけないですから、証拠があるかどうか、事前にチェックしないとイケない。証拠がないというのであれば、そして、たまたま明日、その被害者の方の証人尋問が予定されていたら、慌ててこれを質問に付け加えてもらって証拠として顕出しようということもやったりするわけです。そういったことをやるとなると、正直言って、弁護士一人ではとても負担が重い。ところが、法廷では被害者参加弁護士はしゃべらないで、被害者に直接しゃべらせるスタンスを採るものですから、裁判長から見ると、何か被害者参加弁護士は、大したことをやっていないのではないかと、検察官の添え物ではないかと思われる節が、どうもあるようです。被害者参加弁護士は、オリンピックで言えば、最後の100メートルを走るのは被害者かもしれませんが、その間、4年間しっかりとコーチをするのが弁護士の仕事です。我々は表には出ないけれども、裁判が始まる前に被害者を指導するための多くの時間を費やしているわけです。そう考えると、

やはり最低でも二人、国選の場合は付けていただきたいのが私からの要請です。

二点目であります。これは被害者問題固有の根拠であります。被害者の場合には、遺族が普通、数人います。その数人の中で、意見が一致することもあります。意外と分かれることも多いのです。特に求刑のところで意見が分かれたりもします。うちのVSフォーラムの実際の事案ですが、遺族二人が被害者参加したのですが、最初は二人とも極刑を望んでいたんですけども、第一審が終わってから、そのうち一人が心変わりしてしまいました。加害者の家族だったものですから、被告人の情状証人として控訴審では出るようになってしまいました。完全に御遺族の意見が分かれてしまったんですね。そういったときに、民事の事件であれば、当然弁護士は辞任しないといけません。利害が相反しますから。でも、この事案でちょっと辞任するわけにもいかない、両方とも辞任するわけにはいかないで、一応事実上両方とも最後まで引き受けたそうです。こういうふうに被害者問題特有の問題があります。そうしたとき、最初から複数いて、例えば一人に対してはこの弁護士、一人に対してはこの弁護士、一人に対してはこの弁護士と、最初からそう決めてやって、意見が一致しているときは、三人で一緒に打合せをして、意見が分かれば、ばらばらになっていただくとはいかないと、後で困ってしまうわけです。そのようなわけで、複数選定というのを是非とも原則的な形態にしていきたいというのが、私の要望です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

この点に関して、被害者参加弁護士の経験をお持ちの武内弁護士、あるいは熊谷弁護士から、もし御意見があれば、御発言いただければと思いますが。

○武内弁護士 ちょっと高橋委員に質問をさせていただきたいんですが、最後の方で言っておられた、御遺族が複数で、参加人の中で意見が分かれたケースの場合、元々そのお二人以上の被害者参加人に対して一人の国選被害者参加弁護士が選定されていたというケースですか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 そうです。

○武内弁護士 それに対して、解決方法としておっしゃっていた、遺族が複数おられる場合、それぞれに被害者参加弁護士を選定してほしいというのは、個別の選定ということだと思います。私としては、この問題は一人の被害者に対して複数の被害者参加弁護士を選定するという論点だと理解しておいたものだから、それぞれの御遺族にそれぞれの弁護士を選定するというのは、いわゆる複数選定の問題とちょっと場面が違うのかなと思ったんですけど、そのところはいかがでしょうか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 まず、複数いるときは、将来利害相反するおそれを考慮して、複数選定してほしいと思います。ただ、それはほとんど認められていません。他方、遺族が複数いるわけではなく、複数選定して一人であっても複数選定してほしいと思っています。先ほど言ったように、弁護士としては、事前にやるのが本当はたくさんあって、時間も手間も取られますから、たとえ被害者が一人であっても、やはり複数を選定してほしい。こういう二つの側面からの説明であります。

○武内弁護士 了解しました。では、それを踏まえて私から意見を言わせてください。

今の御遺族それぞれに弁護士を選定するという点に関して言うと、私の経験では、今ま

で個別の選定が認められなかったというケースがありませんので、ちょっと実感として共有できないところかなと思います。例えば、子供が一人亡くなられて、お父さん、お母さんがそれぞれ被害者参加するということになったときに、お父さんにはA弁護士、お母さんにはB弁護士を選定してくださいと申し出た場合、裁判所の方から、いや、A弁護士が父、母、両方やりなさいと言われることは、今まで一度もないし、余り考えられないかなと思っています。ですから、私自身はその個別の参加人ごとに個別の被害者参加弁護士を選定してほしいということに関しては、ニーズを共有できないところがあります。

他方、一人の被害者参加人に対して、複数の弁護士を付けてほしいというニーズに関しては、現場において、私も常々感じているところです。裁判員裁判等の場合、やはり連日の集中的な開廷というのが一般的ですが、検察官及び弁護人、もちろん裁判員も複数であるのに、被害者参加弁護士のみ一人であるというのは、一人で全体を把握しなければいけないのでなかなか負担の大きいところだと思います。裁判員裁判等で長期、例えば一週間とか10日にわたって集中的に審理が行われる場合には、被害者参加弁護士についても、やはり複数で担当させていただけると負担の軽減が図れて有り難いと思うところです。

また、遠隔地の事件の場合、特に被害者の方が亡くなられている場合、御遺族というのは必ずしも裁判の係属している地域の近隣に住んでおられるとは限らない。御遺族が遠隔地に住んでおられる場合には、できれば、裁判が開かれる場所で活動する弁護士と、公判に先立って打合せやいろいろな調整を行う、被害者の近くで活動できる弁護士と、というような形で複数の選定をしてもらえると、機動的な対応が図れるのではないかなと思っています。

それから、これはレアなケースかもしれませんが、併合起訴された共犯者間において、第1回公判期日で公訴事実に対する認否の対応が異なると、そこで公判を分離して、別々に裁判を行うということがあるかと思っています。そういう場合、例えば被告人が3名で、3名別々で分離して審理をするということになったときでも、被害者が1名である以上は、被害者参加弁護士も1名しか選定してもらえないというのが実情ではないかと思っています。そうすると、一人の被害者参加弁護士が事実上、3件の裁判の担当をしなければならなくなってしまう。こういうようなケースの場合には、被害者が1名であっても、被告人ごとに被害者参加弁護士が複数選定されるとこちらとしては大変スムーズに訴訟活動が行われるのになど常々感じておるところでございます。

今回、論点表の方には認めるべきかと書いてありますけれども、そもそも禁じられているものではないと理解しておりますので、裁判所におかれては、弾力的な運用を心掛けてくださいますよう、お願いいたします。

以上です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 今、高橋弁護士、武内弁護士が指摘された複数人選定ということは、被害の当事者としても大変重要な問題で、是非お願いしたいということで意見を述べたいと思います。

これについては、北海道で被害者参加弁護士として多数の事例を手掛けている弁護士からも、次のようなことがあると言われております。裁判員裁判に付されたある裁判のケー

スでは、連日開廷ということで10日間開廷されることになったのですが、裁判所の方に事情を丁寧に書いて、複数選定を希望するという上申書を出したそうです。しかし、これが認められなかったということで、札幌弁護士会の被害者支援委員会の論議の中では、「このケースで認められないのであれば、事実上どんな事件でも駄目なのではないか。」という声が上がっていたそうです。またほかの事例では、どうしても2名は必要だということで希望を出したのですが、裁判所から否定されて、やむなく、では1名を国選で選んでいただき、もう1名は私選でボランティアで付きたいと希望を出したそうです。そうしましたら裁判所の方が、私選で付くなら国選は付けられないということで、結局、私選2名が無償、ボランティアで付いたという事例もあるということです。

これについては、被告人の弁護人については複数選任がなされ、それが一般的であるにもかかわらず、この「差」はどうしたことか。どうも現場の裁判官の意識の中に、被害者が参加することは、裁判に必要ではない、そんなことに予算は使えないとか、被害者が参加すると、裁判がスムーズに進行しなくなるから、できるだけ被害者の発言や活動は少ない方がいい、飽くまでも裁判というのは、検察と被告人プラス弁護人、それと裁判所、この三者で行うもので、被害者はいなくてもいいというような被害者と被害者参加弁護士の活動を軽視する考えが根底にあるのではないか。その辺り、基本法の理念が裁判所にまだ浸透していないのかなという懸念があるとの指摘がされています。

もう一つ、実際的な問題として、こういうことも指摘されています。弁護士事務所にとって連日開廷で一週間事務所を空けるということは、その期間ほかの仕事を全くしないということになるので極めて大変だということです。その場合には、何か月も前から仕事が受けられないということになります。ですので、委任する被害者の立場からすると、複数選任が認められないと被害者参加弁護士のなり手がなくなることになって、私たちの権利が行使できない、そういうことでは大変困ると私は思っています。最高裁からの通達など運用で、このことは是非早急に改善し、認めていただきたいと思います。そうでなければ、被害者は突然降りかかった被害の事態に、本当に初めて関わる裁判や法廷の手続なわけです。不安一杯の中で、ようやく裁判参加しようと思いついたときに、受けてくれる弁護士がいないというのであれば立つ瀬がないわけです。そういうことで大変心配しておりますので、是非運用で改善していただきたいと思います。

○上富刑事法制管理官 熊谷弁護士どうぞ。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク理事 今、いろいろ意見が出ましたけれども、私も経験の中で、御遺族の方4名が参加されるという事件がありまして、最初は特に利害対立が、全く見受けられなくて、被害者支援をされている支援団体の方も全員を対象に普通に支援をされていたので、そのまま引き受けて、国選被害者参加弁護士になったんですが、裁判が続く中で、その遺族の中から多少温度差が出てきて、被告人に対する処罰の考え方とか、事件に対する見方がちよつとずつずれてくるというような経験をしたことがあります。そのため、意見陳述をするとか、特に最後、法律や事実関係、法律の適用に関する意見を述べるときに、その事件では弁護士がまとめて、私が読み上げるようになっていたんですが、かなり調整に苦労しました。でも、そのときはよく話し合っていて、時間を掛けることによって、おおむね皆さんの了解が得られたので、特に辞任だの複数選定ということにはな

らなかつたんですが、これがもし大きく食い違つて、一人は極刑を求める、一人は寛大な処罰でもいいというような心境に達したとか、そういう場合には、途中から被害者参加弁護士を国選の場合であっても、もう一人別に付けなければいけないような事態はあり得るのではないかと考えました。実際そこまでに至ったケースは、私は知りませんが、これはあり得ることだと思います。ですから、当初、一人の国選被害者参加弁護士にした場合であっても、状況によっては、被害者ごとに選定し直すことにより、結果として複数の国選被害者参加弁護士が法廷に出るという場合があり得るということは検討されていいと思います。

それともう一点は、今、何度も話題に出ていますように、裁判員裁判を始めとして、長期間の、一週間とか続けて裁判が行われるような場合に、被害者参加の弁護士のところに、お願いできませんかという話が来るときは、大体もう期日も決まってしまう場合が多いんですね。そうすると、なかなか期日の予定を空けることが難しいんです。それで、私は、遠隔地の事件のときに法テラスをお願いをして、もう一人付けてもらえないかと言ったところ、法テラスの方は非常に積極的で、前向きに複数選定をやりたいので、考えましようと言ってくれたところもあったんですが、当然もう一人だと、私が遠隔地でしたので、地元の先生にお願いすることになりますよということをおっしゃられました。私はそれはいいと思ったんですが、御遺族の方が、もう裁判が直近になっているのに、新しい弁護士さんが入られても、うまくいくか分からないので不安だと述べられたので、その件は私の方の日程を調整して、全部の裁判員裁判期日に参加しましたけれども、常にそれができるとは限りません。それから、被害者参加弁護士は、普通に見ていると、法廷でほとんど発言しませんので、座っているだけではないかと思われるかもしれませんが、法廷で行われた出来事を全て見聞きした上で、その後、被害者参加人の方々に御説明をして、それで裁判は今、こういうことが行われていて、明日はこういうふうになることが予想されますよとか、中には、被害者の方に非常にづらい話が出てきそうな心配があれば、そのこともあらかじめ告知しておいて、心の準備をしていただくとか、結構、法廷外での活動というのが多いんですね。そのためにも、裁判が長く行われる場合、連日開廷の場合には、できる限り被害者参加弁護士は発言しなくても法廷にいる必要があるんですね。そうだとすると、なかなか日程を丸々取れないということが往々にしてありますので、そういう場合には、複数選定について弾力的な運用を是非していただきたいと思います。

以上です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

このテーマについて何かほかに御発言ございますか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 国選被害者参加弁護士について、どうしても見落とせないのは、「国選被害者参加弁護士」と、被告人のための「国選弁護人」との違いです。これは選出する方法が違っているわけでありまして。被告人の国選弁護人の方は、法律上、「選任」と書いてあります。しかし、国選被害者参加弁護士は、「選定」と書いてあります。その意味についてですが、要するに被告人の弁護人には固有権があるが、被害者参加弁護士には固有権がない、つまり、被害者参加弁護士は飽くまでも依頼者である被害者の意思に拘束されるという違いからこのような書きぶりの違いになりました。ところで、遺族が

三人いたときに、国選被害者参加弁護士が一人しかいないとどうなるでしょうか。今、熊谷委員がおっしゃったように、遺族の間で意見が分かれることは、結構あります。そうしたときに、では誰の意見に従わなければいけないのかという、矛盾してしまうわけです。利害相反してしまうわけです。しかもそういった利害相反というのは、受任した当初は顕在化していません。いろいろやってみて、訴訟行為をしているうちにだんだんと違いが顕在化してくるものです。特に記録の閲覧、謄写を受けると、実はこんな事情がこの被害者にはあったんだという裏の事情が分かるときがあります。遺族も親族もそんなこと、えっ、そんなことがあったんですかとなって、だんだん気持ちが変わってくるんですね。だから、意見の違いというのは実際に手続が進むにつれて顕在化してくるし、被告人質問で被告人があることを発言したことを契機として、遺族の間で意見が分かれてしまうこともあるくらいです。そう考えますと、やはり被害者参加弁護士に固有権がないということを考えると、潜在的な利害相反の可能性を考えて、複数選定というのを原則としていただきたいなというのがもう一つの根拠であります。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかに御発言はございますか。

○奥村弁護士 私は弁護人の立場からですけれども、事案によって、まず一人の被告人について、複数選任を認めるべきかどうかということに関しては、事案によってはやはり複数が必要なケースはあり得るだろうと思います。しかし、弁護人の複数選任を認めるべきだから、原則被害者参加弁護士の複数選定を認めるべきだという形にはなかなかならないのではないかと感じています。

それから、被害者参加人、特に誰かが亡くなった場合に、その遺族、例えば3名とかに一人の弁護士が付いていてというケースの場合に、どうするのかと。私自身は法律の形態は、本来ならば、個々の、例えばお父さんが亡くなったときに、妻と子供というのは、それぞれ被害者参加人であって、それに一人ずつが付くというのが原則形態なんだろうなと思います。ただし、家族ですので、一人の方が三人に付くということはある。その場合に、利害対立だというときにどうするのかについては、ちょっと今まで考えてこなかったもので、もう少しじっくり考えた上で発言したいと思いますが、一言、あえて弁護士として言わせていただければ、一番最初の議論のところで話をしましたように、被害者参加人がたくさんになるようなケースの場合、そもそも先ほどの場合、三人、それぞれ参加したいというのは分かりますけれども、その三人が参加する必要があるのかというところを、やはり裁判所にはきちっと考えていただきたい。弁護人側も意見を言うべきでしょうけれども。被害者参加人にそれぞれ弁護士が付いて、被害者参加人側が非常にたくさんになるケース、そういうケースがあって、それに対する威圧感とか、裁判に関する異様な緊張感とか、それから、更にそれぞれの被害者参加人がそれぞれの被害者参加人としての行動をすることによって、いわゆる被害表明というのが延々と続くという、そういうところが刑事訴訟法の構造として、やはり問題であるという指摘が弁護人側からも学者の側からも出ているということで、適切な数の被害者をどういうふうにして参加してもらって、更にそれに適切に被害者参加弁護士が付くのかということについて、やはり根本的に考え、検討し直してみる必要はあるのかなと思っています。

以上です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 今、先生がおっしゃったことに質問なんですけれども、ちょっとこれは二つを分けて考えた方がいいのではないかなという質問なんです。被害者参加を許可するのかどうかという問題と、許可した後に、ではどこまで在廷を認めて、どこまで訴訟行為を認めるかの、二つを分けた方が私はいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○奥村弁護士 今は分けませんでしたけれども、基本的には被害者参加を許可した場合、在廷しているということを前提に話をしました。我々としてももちろん、被害者参加人であることと、在廷するかどうかは、法律上も違うということは十分理解していますけれども、一般的に被害者参加を許可した場合は、在廷しているということを前提に話をしました。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 そのこのところが認識は私は少し違います。被害者参加は、申し出る以上は、まずはとにかく全て許可していただきたい。ただ、実際に在廷するかどうかとなると、必ずしも全員を在廷させるわけでもないし、この人はちょっと傍聴席にいた方がいいのではないかなと思うときもあり、わざとそうするときもあります。だから、その辺は分けるし、訴訟行為についても必ずしも全員やらせるわけではなく、この人にはこの訴訟行為、この人にはそれとは違う別の訴訟行為をやらせた方がいい、Aさんはこの訴訟行為をやるから、Aさんは今日は在廷させて、Bさんは在廷させないで傍聴席にいていただくとか、いろいろとバリエーションを考えます。被害者参加の許可自体は全てしていただいて、在廷と訴訟行為について別途考えるというのがいいのではないかと思います。

○奥村弁護士 その方が正確な話だと思います。私も被害者参加の許可の問題と在廷の許可の問題はきちっと区別して、より在廷の許可のところをうまく運用すると。あるいは立証行為というか、被害者参加人の行動についての調整行為を裁判所がやるべきだろうという意見です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。ほかに特に御意見はありますか。

○香川最高裁判事局第二課長 今の話について裁判所の運用について、若干御説明させていただきますと思います。最高裁の方で統計として把握しているわけではございませんので、こういう事例を知っているというレベルでございますが、一人の被害者参加人に2名の国選被害者参加弁護士を選定したという事例があるということは承知しております。ただ、全てを知っているわけではございませんし、こちらの把握している例も必ずしも多くないので、一般的にどのような場合に複数選定が行われているかというような傾向について判断することは難しいと申し上げざるを得ません。なお、先ほどお話に出ておりました、被告人の弁護人が複数いるので、だから、被害者参加弁護士も複数にしたという例だけはないというのは申し上げることはできます。

この問題につきましては、複数の選定を認めてほしいという場合には、複数の選定を認めるべき具体的な必要性の疎明をしていただいて、各裁判体の方で個別に判断することになるかと思っております。これに関しまして、先ほど幾つか出た御意見に対して補足して御説明させていただきますが、前田委員からお話のありましたような、裁判所が、被害

者の関係者はできるだけ少ない方がいいと思っているのではないかということ、決してあり得ないということ強く述べさせていただきます。

ただ、先ほど申し上げましたように、これは個々の裁判体の個別の判断事項ということになりますので、最高裁の方で一定の指針を通達で出して、運用を改善するという取扱いはなかなか難しいかなとは思っております。

他方で、一人の被害者参加人に複数の被害者参加弁護士という例ではなく、複数の被害者参加人にそれぞれ被害者参加弁護士を選定したという、今、幾つか事例の御紹介がありましたが、このような事例につきましても、最高裁の方ではそういう事例があるということ承知をしております。この理由につきましても、先ほど来、事例の御紹介がありましておおり、複数の被害者参加人間で利害関係の対立がある可能性があるということで、それぞれ被害者参加弁護士を選定した事例があると把握しております。したがって、このような被害者参加人同士の利益相反があるというような場合については、具体的な事情の疎明を受けて、それぞれの事案に応じて複数選定の必要性が判断されることになるのであろうと考えております。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかにこのテーマについて御発言ございますか。

○武内弁護士 余りここで時間を取らないようにしますが、実務の現場でこんな工夫をしていますよという紹介としては、私の近い範囲の弁護士の間では、被害者参加人相互が、被害者の父親と母親のように夫婦であっても、親子であっても、一人の弁護士が複数の被害者参加人の国選被害者参加弁護士として選定をされないようにするというのを、私たちは通常、気を付けています。それは正に、後日の利益相反、利害対立といったことは潜在的にどうしても起こり得るからです。なるべく一人で複数の被害者の代理というか、被害者参加弁護士として、選定されないように気を付けようということは、私の周囲の弁護士では割と共通認識になっているかと思えます。

また、そういうケースであって、選定の現時点で利益相反とか、利害対立が顕在化していない場合でも、裁判所から個別の選定について、何かクレームを付けられたり、一人で二人とも面倒見られるのではないかとされたことは一度もありません。

さらに、奥村回先生がおっしゃっておられた、連続して被害者側の弁護士が意見を述べることによる問題に関して言えば、最後まで利益相反とか利害対立が顕在化しない場合には、例えば弁論としての意見陳述は父親である被害者参加人のみが行って、母親の方は同趣旨であるということで、あえてやらないというような形で同じ意見を繰り返さないというような工夫もやっておるところですので、一例として御紹介させていただきました。

以上です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

それでは、このテーマについての御議論はこの辺りとさせていただきます。

次に第1の「9 その他」の項目に挙がっております、一つ目の丸、「被害者参加制度における被害者参加人への配慮の在り方」について、御議論をいただきたいと思えます。その中で、まず一つ目の項目であります、「被害者が参加しやすい公判期日の設定の在り方」についてですけれども、公判前整理手続が行われる場合の公判期日の設定については、既

に議論があったところでございますので、本日は公判前整理手続が行われていない場合の公判期日設定について、どのような配慮が行われているのか。また、裁判所での被害者参加のある事件での期日設定の運用などについて、御発言があればお願いしたいと思います。

○若園東京地方裁判所判事 公判期日設定ということで、実情、一般に裁判所はこうしているのではないかとということをお話したいと思っております。恐らく公判前整理手続を行わない事件の場合は、起訴後、おおむね1か月から遅くとも2か月以内になるように裁判所は公判期日を指定すると。その際、もちろん検察官、それから被告人に弁護人が付いていれば、弁護人の意見を聞いて、三者の都合のいい日を決めるというのが、被害者参加がない場合の当然の原則になります。それで、公判期日を指定する前に、検察官を通じて被害者参加の申出があった場合、当然、これは被害者参加された方が、どういう訴訟行為を望んでおられるかということについて、その段階では裁判所は把握できませんので、検察官を通じて、どういう訴訟行為をされるのか、とにかくまずは在廷されるのか、それから、証人尋問等が予定されている事件で質問をされるのか、あるいは、被告人質問で質問をされるのか、そのほか何かいろいろな手続が、もちろん意見の陳述も含めて、何があるのかということについては、検察官を通じて、できるだけその時点で把握をして、その上で検察官を通じて、では、これぐらいの期日で、これぐらいの時間でどうかということをお打診して、それで了解を得て指定をするというのが、一般的に今裁判所で行われている被害者参加の申出があった事件で公判前整理手続を行わない事件の期日指定の在り方なのではないかなと思っております。それで、一回で終わる事件だと、先ほど申し上げたとおり、そういうことも、被害者参加人の行う訴訟行為を踏まえた時間を予定するんでしょうし、一回で終わらない事件であれば、可能であれば、複数回最初に指定することもあるでしょうし、そうでなければ、第1回公判を開いた後、その場に在廷しておられる被害者参加人、あるいは被害者参加弁護士の御都合も踏まえた期日指定していくと。恐らくそういう運用をしているのではないかとというのが、私の一応把握しているところです。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

検察の立場から何か御発言、この点についてはございますでしょうか。

○片岡最高検察庁検事 検察の関係におきましても、今、若園判事から説明があったことと全く同じでありまして、被害者参加人の御都合を聞いて、特にこの日は差し支えというようなお話があれば、裁判所にお伝えをして、そしてまた裁判所の日程というものもありますから、その中でどういう日を指定するかということをお相談することになってございます。

問題は、先ほども話に出ていましたように、その話の前後、つまり、参加するかしないか、参加の申出、それから、被害者参加人の御都合を聞くのが第1回公判期日を指定された後となった場合に、申し訳ないということになりますので、そこは極々一般的に言いますと、検察官と被害者参加されるであろう方の意思疎通をもっと充実させていかないといけないかなと思っております。

以上であります。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

この点につきまして、そのほかの方からでも御発言があればどうぞ。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 確かに私の運用の感想では、裁判所はきちんと配慮してくれています。配慮してくれない裁判体に当たったことはないです。これに対し、検察官の中には若干問題のある人がおられます。弁護人と裁判所と検察官でまず期日の候補日を決めてしまって、それから、この候補日はいかがですかと、事後的に被害者参加弁護士に聞いてくる検察官がいます。これが困るんですね。これに盾突いて、いやあ、その日はどうのこうのってなかなか言いづらいものがあります。ですから、検察官の方には、決められた候補日を言うのではなくて、まず最初に我々にもどの日が都合が悪いかを聞いていただいて、その上で、公判前整理手続に臨んでいただいて、期日を決めていただきたいんですね。こういうことを検察官の方には徹底してやっていただきたいというのが要望であります。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかに何か御意見、この項目についてございますでしょうか。

よろしければ次の項目に議論を進めたいと思います。

次は「検察における被害者参加制度等の説明（刑事訴訟法第316条の35の説明を含む）の在り方（被害者参加人と検察官の関係の在り方）」についてという項目でございます。ここでは、被害者参加制度等の刑事手続における被害者の方のための制度の説明の在り方と、それから、刑事訴訟法第316条の35の検察官の権限行使に関する説明の在り方のそれぞれについて御議論いただければと思います。

まずはこの説明の在り方についてですが、検察官の説明の実際の運用の状況について、片岡検事から御説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○片岡最高検察庁検事 本日は、検察庁で使用しておりますパンフレットをお配りしております。コンパクトではありますが、被害者支援に関するいろいろな事項、制度が説明されておりまして、特に検察官が被害者の方々と接触してから早期の段階で御説明するのは、このパンフレットにかなり頼っているというところがありますので、そういうものとして御覧いただければと思います。そしてまた、パラパラとめくっていただければ分かりますように、いろいろなことが書いてありまして、まずは検察官としては最初の方に書いてある刑事手続はどういうものかとか、あるいは検察官とは何かとか、その辺をまず御理解いただかないと、なかなか今話題になっております被害者参加というところまでの説明にはいかない。あるいは、このパンフレットに書いてありますことを一遍に説明しても、それはなかなか情報過多で御理解していただくのが難しいなということ。一般的に言いますと、捜査、公判の流れに従って、どこに重点を置いて説明するかということになるかと思います。その関係で、被害者参加の関係で言いますと、このパンフレットの25ページ以下であります。このパンフレットの形式上、Q&Aの形で、あるいはチャートの形で説明が記載されておりまして、27ページには被害者参加人のための国選弁護制度というものについても触れております。

そしてまた、今申し上げましたように、捜査段階のかなり早い段階でこの被害者参加制度の詳しい説明に行くかということ、なかなかそこは事実上、難しいものがございまして、やはりその事件が起訴になって、しかるべきタイミングでもう一度希望の有無を確認するという段階で、詳しく御説明する、あるいは御質問を受けるということになるか。そ

うというのが実情であろうかと思っております。

このパンフレットは、まだまだ充実させていけないとは思いますが、取りあえず我々としましては、被害者に御説明申し上げるときに、このパンフレットの記載を御覧いただきながら、説明しているというのが実情でございます。

以上でございます。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ただ今の御説明に対する御質問でも結構でございますし、その検察官の運用に対する御意見でも結構でございますけれども、何か御発言があればお願いしたいと思っております。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 今、パンフレットの説明を受けましたので、それについても少し意見を述べたいと思っております。私たち交通事故被害者の会の会員の中で、意見陳述をしたが、被害者参加はしなかったという会員がいて、刑事裁判が終わってから聞きましたら、被害者参加制度があることを知らなかったと言われておりました。やはりそういう事例というのは皆無になるべきだと思っております。あともう一つは、第1回で配られました法務省のアンケート結果を改めて見たのですが、被害者参加はしたが証人への質問をしなかったとか、意見陳述をしなかったとかの項目で、なぜしなかったのかの理由に、「知らなかった」というのが約2割あるのですね。強い思いがあり、そして思い切って被害者参加を決断したにもかかわらず、何ができるかということを知らなかったという被害者がいるというのが実情なわけです。ですから、本当に丁寧に時間を掛けて制度の説明を求めたいと思っております。それでパンフレットについてですが、改めて見まして、被害者参加という制度の根幹に関わる変更が、このパンフレットの中では少し後の方で並列的に書かれているので、もう少し配慮していただきたいと感じています。今、説明のあった被害者参加制度についてですけれども、公判段階での被害者支援という項目の中で、10項目あるうちの7項目めに書かれているのです。被害者参加ができるのだという観点からどういうことができるか、どういう支援があるかを見れば、また少し違うと思うのですが、そういうめり張りがなく、権利であるのに、順番で言うと、付随する支援の内容のように見えるので、その辺の配慮も是非していただいて、先ほど来言っていますけれども、裁判や法律に疎いのが当たり前の被害者が、本当に大変な中で被害者参加するかどうかという判断をするわけですから、そこに至るまでに本当に丁寧な時間を掛けた説明をお願いしたいと思っております。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク理事 今の前田さんのお話とも関連するのかもしれませんが、私が時々聞く被害者からのお話で、例えば被害者支援都民センターですとか、そういうところに何とかたどり着いた方が、そこの支援員から、ではあなたの事件で加害者が刑事裁判になっているんだったら、例えば被害者参加とか、事件によっては損害賠償命令制度とか、こういうのがありますよという一般的な説明をすると、知らなかったという方が結構いらっしゃるんですね。これは事実なんです。統計を取っているわけではないのですが、結構いらっしゃいます。でも、例えば検察庁や、警察では被害者支援の制度を、それと被害者の方に説明をするということがかなり周知されているんです。なので、被害者の方々が知らないというのはどういうことなんだろうかというのを、私、いろいろ考えて

みたことがあるんですが、一つの可能性としては、恐らく警察の方、検察庁の方、あるいは裁判所の書記官の方は、被害者の方から質問されればお答えする、あるいは質問されなくても、必要に応じて御説明はしているのではないかと思うんですが、被害者の方がそれを咀嚼^{そしやく}できていない。あるいは忘れてしまうということが頻繁に起こるのではないかなど考えています。というのは被害者の方も事件直後だと、気持ちが混乱していたり、ずっと塞ぎ込んでしまったり、妙にハイな状態になったりとか、普通ではない精神状態に陥ることがよくあるので、検察官の説明、警察官の説明を聞いていて、「分かりました、よく理解できました。」と言ったとしても、実は頭に入っていないとか、そういうことが往々にして、起こるのではないかと今思っています。

それで、ちょっと話題を変えますと、例えば身柄が拘束された被疑者、それから被告人の権利告知のことを考えますと、例えば逮捕されて、あと勾留請求されて、起訴されてという一般的なパターンを考えると、黙秘権ですとか、弁護人選任権というのは、くどいほどあらゆる場面で様々な立場の人が告知していますよね。あれはきちんと周知して、理解してもらうため、リピーターのような方は別として、初めて身柄拘束された人は混乱状態なので、一度言われたって、覚えていないかもしれない。理解できないかもしれないということがあるから、何度も周知するんですよ。被害者の方も突然被害に遭って、心が混乱していたり、見掛け上は普通にしているんだけど、常識的な判断できない状態になっているということが往々にしてありますので、同じようにあらゆる場面でくどいようですが、説明を繰り返すことが必要だと思います。被害者の方が「もう知っているから結構です。」と言えやめてもいいですけども、そうではない限りは、説明を繰り返す。あるいはパンフレット等があれば、必ずお渡しして、「その事件において適切な部分はここですよ。」と、「ここは是非お読みになってくださいね。」とか一言言って差し上げるとか、そういうことを様々なところで繰り返し御説明するという配慮を是非していくべきだと思うんです。それをすることによって、知りませんでしたという人が一人でも二人でも減っていくと思うんです。せっかく制度ができていて、それなりの成果を上げつつあるのに、知らずに使えないまま過ごしてしまう被害者の方がまだ結構いらっしゃるというのは重大な問題ですので、是非この場でそれぞれ皆さん、お仕事や立場も職務権限もみんな違いますけれども、いろいろところで御説明をするということを、励行するということは、是非お考えいただきたいと思います。

以上です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 まず一点、検察庁にお聞きしたいんですけども、刑事部と公判部に分かれているところの場合、公判部はもちろん当然被害者参加を説明するでしょうけれども、捜査段階で、これから起訴しますよと決めたときに、刑事部の場合は説明されるんですか。

○片岡最高検察庁検事 一般的には説明をします。ただ、先ほど冒頭申し上げましたように、説明の内容にはめり張りがありまして、どの段階、例えば捜査段階では、そもそも刑事手続って何だ、これからどうなるかというものにやはり主眼を置いて説明をいたします。被害者参加についても、捜査段階でももちろん制度自体については説明をしております。た

だ、手続の段階に応じて、説明の内容のどこに重点を置くかに違いが出ているかなという気はいたします。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 被害者と話をして、何で被害者参加しないといけないのと逆に尋ねられるときがあります。だって、私、悪いことしていないのに、だってきちんと検察官とか国が全部やってくれるんでしょと、そう言うのです。何で被害者参加しなければいけないんですかと思っている人がやはりいます。そういうときは、検察官は公益の代表者であって被害者の代弁者ではないので、必ずしもこちらに有利になることを全て代弁してくれるわけでもないし、自分のことは自分のことで守らないと後で不利益があるとか、具体的に説明するようにしています。そうすると、被害者参加した方がいいと、だんだんにそのような気持ちになってきます。抽象的に被害者参加制度そのものを説明するだけでは頭に残らないですね。説明しなければいけないのは、我々弁護士の仕事ではありますが、事件後被害者が一番最初に接する人は、警察や検察ですから、その人たちに制度の中身について、もうちょっと具体的に説明していただければなと思っております。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

それでは、併せてこの同じ項目の中の、刑事訴訟法第316条の35の検察官の権限行使に関する説明の在り方についても御議論いただければと思います。何か御意見がございましたら、よろしく願いたします。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 第316条の35が平成18年の法制審議会のときに議論が上がったいきさつは次のような点にあります。最初は、「あすの会」の方で訴因変更権と証拠調べ請求権と上訴権、この三つについても認めてほしいと申し上げていたんですが、そこまで認めると三当事者主義になってしまい、現行の刑事訴訟法の基本構造を、根本から崩すことになってしまいます。そこまで崩そうとすると、とてもではないけれども、この法制審議会では議論が終結しなくなり、被害者参加制度もできなくなってしまいます。ならばということで、「あすの会」の方でその三つを撤回し、その代わり、検察官に対する説明要求権と説明義務を認めてほしいという方針になって、これが出来上がったといういきさつがあります。そうした経緯から、実際にこの権限を行使しようとするときに一番やはり多いのは、公判前整理手続の段階で、検察官への説明要求や要望で一番多いのは、公判前整理手続の段階で、この証人を呼んでほしい、この証拠調べ請求をしてほしいという類です。そういう要望があったとき、検察官がどのくらい受け答えをしてくれるかというのは、結局検察官と被害者との信頼関係に帰着してしまいますが、できるだけ要望を取り入れてほしいと思うところです。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 これについて、実際にそういう立場になった被害遺族からの話も聞いているのですが、本当に丁寧に検察官から権限行使について説明された、しかし自分はやはり蚊帳の外だったのかなという印象を持たざるを得なかったと述懐しております。公判前整理手続に付された事件について、検察官が間に立って、今進めている手続を説明し、被害者から意見を聞いて、それをまた検討し調整するということは、本当に大変だと思うのです。それでもやっていただかなければならないのですが、やはり制度の根幹の問題、その公判前整理手続に被害者あるいは被害者参加弁

護士が参加できないということがやはり大きなネックになっているということを是非御理解願いたいと思います。その改善があれば、期日の設定についても、そこでもっと意見を聞いてできるわけですし、何か我田引水的水ですが、公判前整理手続の参加問題というのは大変大きいということをこの場でも強調しておきたいと思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 あとは検察官の方から積極的にもう少し丁寧に説明してほしいなという部分があるのは、やはり上訴ですね。上訴しないという判断をしたとき。これをもうちょっとやはり説明していただきたいなというのが、ちょっと不満としてよく聞きます。いろいろな法律論はあるのかもしれませんが、法律論は弁護士の方は理解はできますが、なかなか情情的に被害者の方が理解できないというのがありますので、そこのところは時間を掛けていただきたいなと思っていますところ。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしければ、それではこの項目についての議論はこの程度とさせていただき、次の論点に進みたいと思います。

「9 その他」の項目の白丸の一つ目の項目のうち3番目、「物理的制約がある場合を除き被害者参加人全ての在廷を認めるべきか」という点でございます。先ほど既に、若干この点に及ぶ御発言があったと思いますが、改めて高橋弁護士から、御意見の内容について御説明いただければと思います。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 結論から先に言いますと、物理的制約がある場合を除き、つまり制約がないのであれば、全員の在廷を認めてほしいと思います。ただ、実際には我々被害者参加弁護士と被害者との間でいろいろ打合せをして、今日はこの人の在廷だけとか、あえてこの人は傍聴席とか、様々な考慮からするときもあります。ですから、希望がある限り在廷は認めてほしいと思っています。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

奥村弁護士からは先ほどのことに加えて何か御発言ございますか。

○奥村弁護士 基本的には先ほど述べたとおりで結構です。

○上富刑事法制管理官 前田さん、どうぞ。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 私の体験で言いましたら、ほかのいろいろな裁判を傍聴してまして、特に行政訴訟となった場合など、被告側、行政側の在廷人数が大勢になるケースがあります。ついこの間、9月の末に傍聴していた事件もそうでしたが、数えましたら12人在廷していました。原告の方は被害者だったのですが、二人でした。ですから、それは通常行われていて、それが何が問題なのかなという印象を受けております。ですから、今、高橋弁護士が言われましたけれども、当然認めるべきだと思います。ちなみに言うておきますと、その法廷ではパイプいすを持ち出して、12人、ぱっと座りました。ですから物理的な限界というものもほとんどないのではないかと私は思っています。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○若園東京地方裁判所判事 この問題の背景に、かなりそれが許されないという事例があるのかどうか、ちょっと把握はしておりませんが、私自身の経験、あるいは周りからふだん

聞いておくことからすれば、裁判所として、被害者参加人、あるいは被害者参加弁護士が在廷を希望されると、要するにバーの中ですね。いわゆる傍聴席でないところ、検察官の横とか後ろとかという実情だと思いますけれども、そういう際に、物理的に無理なのは別として、そうでない場合に、被害者参加人の傍聴や在廷を認めないということは、基本的には恐らくないのではないかと思うんです。ですから、先ほど前田さんもおっしゃったように、場合によっては出席者が多い場合には、それなりに大きな法廷を確保した上で、日程をそこで合わせてやるということもできますので、恐らくそこはかなり配慮しているのではないかなとは思っていますね。物すごく大事件で被害者参加人がたくさんいてという場合は、公判期日に出席する代表者を選定するよう求めるという法律の規定もあるわけです。ただ、そうであったとしても、例えば先ほども出ていましたけれども、傍聴はどこまで認めるかとかいうところも含めて、配慮はかなりしているのではないかなと思っています。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

今、裁判所の運用あるいは考え方について御紹介をいただきましたけれども、この点について、更に御発言ございましたら、お伺いしたいと思います。

ないようですので、それでは次に「包括的黙秘権を行使する被告人に対する被害者参加人等の質問の在り方」という点について、御議論いただきたいと思います。これについても御意見をお出しいただいた高橋弁護士からまずその内容を改めて御説明ください。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 私が被害者参加弁護士として担当した事件で、被告人が完全否認した事案があったのですが、この事件では緩やかな手続二分論が採られました。情状事実について立証の段階に入ろうとしたときのことです。そのときに検察官が被告人に対して、情状事実に関する質問をしようとしたら、弁護人の方から、そもそもこれは完全否認である以上、情状もあり得ないから、質問自体してはいけないという意見が述べられました。そういう意見を述べるのは自由ですし、実際、完全黙秘ですから、黙秘している以上は弁護人がそういうふう言うのも、それは分かるのですが、問題は、そのときに裁判長がその異議を認めてしまったことです。そもそも黙秘権というのは黙っているだけの権利であって、相手の発問を制限する権利ではないわけです。ですから、発問すること自体は許されるはずなのに、それ自体を制限してしまった。したがって、検察官の発問もできなかつたし、もちろん被害者参加弁護士、被害者参加人の発問自体もできなかつたんです。これは明らかに黙秘権に対する曲解ではないかなと思っています。

札幌高裁で平成14年、東京高裁で平成23年に同じような事案が問題となっております。札幌高裁の方の事案は完全黙秘の事件だったのですが、検察官の発問は許されました。でも、検察官がかなり多くの発問をしたので、そこまで発問するのは、黙秘権の行使を危うくするおそれがある旨を述べておりましたが、発問すること自体は許される立場のようでありました。東京高裁の例では、弁護人が、被告人が包括的に黙秘権を行使する意思を有しているのに、検察官からの発問を許容したことは手続上の違反だということで控訴していたようですけれども、これに対して控訴審は、発問すること自体は許されるということで、弁護人の主張を認めませんでした。

そう考えますと、私の事案というのは何か裁判長の独特の考え方だけだったのであって、余り世間一般ではそういうふうにはなっていないのかなとも思います。多くの裁判体で発

問自体は、きちんと許してくれるのであれば、これはこれで私は問題はないと思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

なかなかこの項目、扱いが難しいところですが、飽くまでも一般的な考え方の問題を前提として御意見をいただければと思います。御発言がございましたら、お伺いします。

○奥村弁護士 一応弁護士の立場から一言。この場合、検察官の発問の場合と当然裁判所の発問もあり得ます。それから、被害者参加人が発問する場合もあり得ます。被害者参加人の場合、当然これは先に検察官が発問しているだろうと、その上で被告人が全ての質問に対して黙秘すると言っている事案、言っていたケースで、更に被害者参加人がどの程度発問できるかということを考えますと、基本的にやはり被告人質問そのものは、その事実関係の確認、それが基本になるということですので、それもありますし、検察官が一応発問している状態を前提と考えますと、被害者参加人からの質問に対しても黙秘するかどうか、そのことを確認するような発問というのは当然許されるだろうと考えていますけれども、それ以上更に中身に入って行って、続ける必要はないと考えます。

以上です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○香川最高裁判事第二課長 裁判所の立場から一言だけ申し上げたいと思いますが、被告人が黙秘権を行使するということを明言していて、その上で被害者参加人から質問の機会を設けるのが相当かという問題ということで考えますと、これはかなり個別事件の具体的な事情に基づいて、個々に裁判官が恐らく判断されているのであろうと思いますので、どのような取扱いが一般的かということも含めまして、なかなか申し上げるのは難しいということでコメントさせていただければと思っております。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○若園東京地方裁判所判事 これは別に裁判所としてのではなくて、私個人の見解なんですけれども、私の今までの経験だと、いろいろな被告人がいて、今、高橋先生がおっしゃったような場合もあるんでしょうけれども、私が今まで経験した人の中では、弁護人の質問にはしゃべると。検察官の質問には一切しゃべらないと。裁判官の質問には、やはり答えると。こういう人も実際に経験したことがあります。それも否認事件でしたけれども、そういう対応をすると。これは黙秘権というのは、例えばそういうふうに行使しても、全く構わないんですよ。今、ここで問題になっているのは、そういう場合に発問はできるかどうか、ずっと発問をする、ずっと相手が黙っているという、そういう質問をずっと延々と続けていくことの問題点だろうと思っていて、そこはやはり訴訟指揮権というか、裁判官によって大分考え方が違っていて、結局そういう質問をしている、そしてそれに対してずっと答えないという態度をずっと示している。それが何か全体的な証拠に使えるのかと、もしそれを使えるということになったら、例えばこの人はこういう質問に対してずっと答えなかった。黙秘権を行使した。それを何か裁判所が使うということになると、これは恐らく黙秘権を行使したことに対する何らかの判断になってきますから、そこはやはり問題が生じるだろうと私は個人的に思うので、だから、どこかの時点で、この人はもうこの手の質問、あるいはこの人からの、質問者からの質問、これについては、もう一切答えないんだということが明らかになった時点では、それ以上の質問を許すかどうかというのは、

これはもう訴訟指揮の問題で、裁判官によって大分違うのではないかなと思います。ですから、検察官がずっと聞いていることが、そのおっしゃった裁判例では違法ではないと言われているとは思いますが、検察官でさえ、余りやり過ぎれば私はやはり問題になると思いますので、それは被害者参加人がおやりになるときも結局同じ問題になるのかなと思っています。すみません、長くなって。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○田中明治大学教授 訴訟指揮の問題だというお話がありましたので、その観点から、感想めいたお話になって恐縮ですが、高橋先生のおっしゃった御意見の背景も踏まえて、少しお話しできればと思います。被告人に聞きたいことがあるということで、被害者参加制度を利用しようとして、法廷に立つことを決断したのに、被告人質問が許されず、被害者参加への思いを無視されてしまったことは大問題である旨が高橋先生御案内の「提言書」という冊子等にも書かれております。それらを拝見しておりますと、非常に残念至極というか、そういうふうに述べておられる御体験の背後にあるお気持ちというのは大変よく分かるわけであります。

ただ、被告人に包括的黙秘権があっても、裁判長は、被害者参加人あるいは被害者参加弁護士、検察官から質問の申出があれば、質問を当然に許すべきかという、被害者参加人等の質問の在り方ということになりますと、それは裁判官の裁量に関わる事項というところがあるのではないかと思います。

世間一般からすると訴訟指揮が少しおかしいのではないかという御意見もありましたので、その点について若干申し上げますと、質問を当然に許すべきものであるとまでは言えないのではないかというのが実務の取扱い例として示されているところではないかと思えます。

この点に関しましては、高橋先生御紹介の札幌高裁の平成14年3月19日の殺人被告事件の判決がございまして、弁護人が被告人質問をすることに反対していた状況下で、被告人質問を実施した原審の訴訟指揮に対して、「被告人質問を実施すること自体を不当と言うことはできないけれども」という表現ぶりではありますが、原審の訴訟指揮について、不当であるとまでは述べておりません。

したがって、札幌高裁判決の立場に立つ限りは、この判決と同様の事案において、被告人質問を実施すること自体が不当になるかということ、そうとまでは言い切れないということになるのだろうと思います。

ところで、実務の運用がなぜ質問を当然に許すべきであるという取扱いに必ずしもなっていないのかという点については、一方で、被害者の尊厳という大変重いものがあるかとは思いますが、他方で、やはり黙秘権が国に対して、被告人の尊厳を守るための憲法上の権利であり、包括的黙秘権が憲法の規定を受けて刑事訴訟法が保障している大切な権利であるという認識が裁判官にあるからであろうと思います。

法廷では、御存じのとおり、裁判長が、公判審理の冒頭手続において、被告人の包括的黙秘権が実際の審理の中で確実に保障されるように、被告人には黙秘権という権利があるので、審理の最初から最後まで、ずっと黙っていても差し支えなく、そのことによって、被告人が不利益を受けることは全くない旨の包括的黙秘権を懇切丁寧に告知しているのが

通例だと思います。

したがって、例えば、弁護士サイドが、裁判長自身が告知した包括的黙秘権をあらかじめ行使する旨を明確に、きっぱりと表明した場合には、その表明された被告人側の固い意思と矛盾するような訴訟指揮は、實際上、執り難いという背景事情があるかと思えます。

そのような明確な意思が表明されているにもかかわらず、被告人を供述席に立たせるという場合には、裁判長は供述を事実上強要するような訴訟指揮をするのかといった異議や異論が出される可能性もあらかじめ想定しておかなければならないものと思えます。被害者参加人等の質問の在り方に関する問題については、もとより個別の事案にもよるところがございますので一概には申し上げられませんが、質問の申出があった場合において、裁判長が被告人質問を実施しないという裁量的な判断をされるケースもあるのではないかと思います。

以上です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○大澤東京大学教授 なかなか難しい問題だと思うんですけども、裁量の判断だという御発言もありましたが、裁量なのかどうなのかというところはまた議論もあり得るのかもしれませんが。供述を拒む権利があるということですから、拒んでいいわけですけども、拒んでいるときに、およそ何もできないかと言えば、多分説得としての働きかけということはできるのだらうと思えます。ただ、説得できるということですから、およそ説得の余地なく、明確に拒むと言っているときに、では果たして、更に働きかけてよいだらうかといえ、そのところはどれだけの強い拒絶の意思が示されているのかどうかというところで、見方が分かれてくるということなのではないかという感じがいたしました。拒んでいる人に延々と質問をした場合、それでもしゃべらなければいいだらうという見方もあるのかもしれませんが、しかし、延々と質問することは、一定の限度を超えれば供述を強要するのに等しいと評価されるでしょうから、やはりどこかには限度があるかと思えます。先ほど挙げられた例は、やや特殊で手続二分論のようなやり方になっていて、否認事件で情状のところへ入った。そうすると、完全否認している被告人にとっては、もはや情状については語るべきことなしということで、はっきりともう答えませんということであったとすると、なかなか説得の余地もないようなケースだったのかもしれませんが。その辺りはいろいろ見方があるのかなという印象を持ちました。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○堀江京都大学教授 黙秘権との関係についてですが、黙秘権の内容として、質問に対して返答を拒むということだけだというふうに言い切るのはなかなか難しいものがあるような感じがします。権利のコアの部分は、確かに供述を拒むことであるとしても、その周辺部分で、質問自体を受けないという利益も付随して含まれているという考え方もあり得るのではないかと。その辺りをどう考えるかが一つの問題だと思います。

それから、黙秘権の問題からは離れますが、奥村回弁護士の御意見とも関係するかもしれませんが、供述を拒否するという意思が強く表明されている場合に、あえて質問をするということが一体どういう意味を持つのか、どういう目的で質問を投げ掛けるのか、

その点が、刑事裁判のそもそもの目的や、その中での被害者参加制度全体の目的をどう捉えるかということとも相まって、問題になってくるように思います。そのような強い意思表示がなされていて、質問してもおおよそ答えが返ってこないだろうという場合でも、それでもあえて質問をするというそのこと自体に何か価値を見出す、そういうニーズをお持ちなのかもしれませんけれども、果たしてそういうような、直接には事案の真相の解明にはつながらない、事実の解明ということとは切り離された独立の利益を、被告人質問の目的として考えていいのかどうか。そういう目的のものとして捉えたときに、それを刑事裁判の制度全体の中での的確に位置付けることができるのかという点で、かなり難しい問題があるように思います。私自身は、そのようなニーズを独立に、事案の真相の解明ということとは切り離した形で考慮することは疑問に思っております。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 ちなみに先ほどの私の事件でも、後日談があります。発問自体が一言も許されなかったのですが、被害者自身の心情としての意見陳述を2名にやってもらった後、私の方から、もう一回聞いてみたんです。今の二人の心情の意見陳述を聞いて、気が変わって、質問に対して答える気になったかどうかを質問させてくれたんですが、その質問も駄目だったということで、全て駄目だったという事案でありました。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

この点について、ほかに御発言ございますか。

○奥村同志社大学教授 私も難しい問題だと思っているんですけども、黙秘権で被告人の方が一切しゃべらない、答えないということを言っている場合に、高橋先生にお伺いしたいんですけども、気が変わったかどうかとか、そういうような発問をすること自体、被告人の防御との関係で、あるいは一方で被害者の利益とのバランスの関係で問題ないんでしょうか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 そのときに当然予想していたことがあったんですが、弁護人の先生が、その辺は防御しまして、弁護人の方から、いや、その気は一切ないと答えておりましたので、それで終わっています。ただ、弁護人が言わないで、本人が答えるということも若干は期待していましたのも事実です。ただ、本人はずっと黙っていましたので、それも結局はかなわぬことでした。

○奥村同志社大学教授 被告人がもう答えないということが明々白々というような場合に、被害者の権利ということで発問を続けることが、被告人の防御権を害するような感じがします。被害者の立ち直りにとっても、これが果たしてプラスなのかどうかというところが疑問に感ずるところがあるんですけども。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 被害者の立ち直りという点については、それはそれで、効果が十分にあります。実際、包括的黙秘権を行使しないで答えるときだって、ほとんどは、やはり否認ですね。被害者が思っていると通りの答えはほとんど出てこないです。出てこないけれども、ずっとそういうことを聞かないで、事件に対する疑問が頭の中でずっとループ状態で毎日毎日の日常生活の中でそれを抱いているのと、やはり吐き出して聞いたというのでは、その後の立ち直りという点で大きく違ってきます。

防御に関してのことについて言えば、確かにずっと向こうが包括的黙秘権を行使しているのに、ずっと何度も何度もしつこく質問するのは、私もまずいと思うんですね。でも、飽くまでも黙秘権というのは、黙っている権利であって、相手の表現、発言を制限する権利ではないので、それは二つか三つぐらいは発問させることは何ら防御を害するものではないと私は考えるんですが。

○上富刑事法制管理官 奥村先生、いかがですか。何か付け加えることはございますか。

○奥村同志社大学教授 今、先生もしつこくやることは防御を害すると言われたわけですが。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 それはそう思います、確かに。

○奥村同志社大学教授 そうですね。二、三の質問、発問ということなら、特に防御権を害するところまではいかないだろうということもかもしれませんね。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 と思いますが。私の事案では、一言も検察官も我々も発問ができなかった。一言もです。

○奥村同志社大学教授 それが果たしていいのかという問題ですね。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 一言、二言ぐらいはあっていいのではないかと。それで防御権を侵害しているとはちょっと私は思わない。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。更に御発言ございますか。

予定の時間を既に若干超過しておりますが、もしお許しいただければ、もう少し進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、次の「被害者参加人が多数の場合、物理的に法廷に入れられない者について、別室でのモニター傍聴を認めるべきか」という点について、御議論をいただきたいと思います。この点は、被害者団体などから伺ったヒアリングの場でいただいた御意見です。この点について、更にこの場で御意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

何か特に御発言はございませんか。

○香川最高裁判事局第二課長 裁判所への要望と理解いたしましたので、考えてまいりましたことを発言させていただきます。先ほど若園裁判官から若干発言があったことと重なりますけれども、複数の被害者参加人、それから、被害者参加弁護士が在廷を希望するという場合には、できる限り希望に沿う方向で在廷を許可しているのが一般的な運用の実情ではないかと思われま。

また、仮に在廷ということが難しくても、傍聴につきましては、被害者保護法上に優先傍聴という規定もございますので、これについて、傍聴できるようにできる限り配慮をしているというのが通常ではないかと思えます。

また、これも若園裁判官のお話の中にありましたが、法廷につきましても、法廷の空き状況とか、あるいは警備体制等の問題はございますが、事案の社会的関心の高さ、あるいは被害者の数等の事情も考慮して、なるべく広い法廷が選択されることもあるのではないかと考えております。そうしますと、この御要望の前提となっております、法廷に入れられないケースというのが具体的にあったのかどうか、あるいは、どのようなケースを想定されているのか、少なくとも最高裁の方ではそこまでのケースとしては、把握しているものはございませんので、なるべく裁判所としては、皆さんに入っただけのような運用を続けていくということかなと考えております。

具体的な事件の中身等は申し上げられないのですが、最近終結した事件で、40名を超える被害者参加人の被害者参加が許可された事件がございました。在廷、いわゆるバーの中に入った被害者参加人は5名ということでございましたが、それ以上の30名を超える方につきましては、傍聴席に皆さんお座りいただいたというような事件があると聞いております。この事件は、元々傍聴席が100席以上ある法廷を使用していたということでございますので、裁判所としても、今後とも配慮していきたいと思っております。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク理事 私も被害者の方の在廷あるいは傍聴については、かなり裁判所に御配慮いただいていると思っております、香川課長のおっしゃるとおりに、その点で裁判所の被害者に対する認識というのは格段に進歩していると理解していますので、そこは今後とも決して後退がないようお願いできればと思っております。

ここで今話題になっているモニター傍聴ですけれども、恐らくはモニター傍聴をしなければならないほどの事件というのは余りないのではないかと思います。強いて考えれば、公共輸送機関による事故を原因とする事件で、大量に被害者や遺族の方がいらっしゃる場合とか、公害型のような事件で多くの方が亡くなったとか、そういうような場合にはあり得るのかもしれませんが。あるいは、例えば傍聴したいという希望があっても、その事件に関与する、その事件の被告人や被告人を取り巻くグループや人間関係等に問題があって、普通に傍聴すると、いわゆるお礼参りとかそういうものが懸念されるような特殊な事情がある場合、そういう場合に限ってモニター傍聴というような問題は起こるんだろうと思います。

被害者の方々のいろいろな支援させていただく中で、毎回繰り返しますけれども、一番被害者の方が刑事手続で苦しむものとしては、疎外感、傍聴したいんだけど、できなかつたとか、自分の意見を言いたいんだけど、言えなかつたと、蚊帳の外になるという疎外感なんです。だから、これをできるだけ減らしていくということが大切だという観点から考えますと、そういう特別な事情があって、でも、希望者があれば傍聴していただくべきと考えられる場合には、例外的にモニター傍聴というのを考えていいと思います。やり方としては、ビデオリンクに類似するやり方をすることになるかと思いますが、ただ、法廷警察権の問題とか、様々な問題で乗り越えなければいけない問題が一杯あると思います。けれども、ビデオリンクの手法をうまく利用して、裁判所だけがモニター室の方の様子をモニターで見ることができる方法で、モニター室に職員を配置すれば、必ずしも不可能ではないと思っておりますので、例外的場合には検討されるべき問題だと考えております。

以上です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 私の問題意識はちょっと違うんですね。物理的に法廷に入れない場合ではなくて、やはり性被害の場合を考えるんですね。性被害の場合を考えると、こちらからは被告人の顔は見たい。でも、向こうからは見られたくないということがやはりあるわけでありまして、そうすると、在廷して遮蔽するのはいいんですけども、遮蔽すると、実は向こうからは見られないかもしれないけれども、こちらからも非常

に見づらいですよね。そういったとき、やはり別室でモニターでその性被害の被害者に対しては見せてあげたいというのは、要望としては、私はよく聞きますね、性被害では。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかにこの点について何か御発言、御意見はございますか。よろしいでしょうか。

予定していた時間を既におおむね30分ほど超過いたしました。

本日はこの程度でさせていただきたいと思います。次の項目から次回の議論を続けさせていただきたいと思います。長時間にわたり熱心に御議論をいただきまして、ありがとうございました。次回の会合は11月11日月曜日、時刻は午後4時からとさせていただきたいと思います。会合の場所は本日と同じこの会議室でございます。

どうもありがとうございました。